

財形期日指定定期預金規定

変更後	変更前
<p>1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の財産形成期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>3. (預金の種類・期間・継続の方法等) (1) (略) (2) この預金(後記4. による一部解約後の残りの預金を含みません。)、最長預入期限にその元利金および新たな預入額を含みその合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>5. (利息) (1) (略) (2) (略) (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。 (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)よって1年複利の方法により計算します。 ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90% (5) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>7. (預金の解約、書替継続) (1) (略) (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。 (3) (略) (4) 前記(3)において最後に解約することになった預金については、次により解約します。 ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額 ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合、次の金額 A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円 B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合、その払戻請求額 (5) (略)</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>2. (預金の種類・期間・継続の方法等) (1) (略) (2) この預金(後記3. による一部解約後の残りの預金を含みません。)、最長預入期限にその元利金および新たな預入額を含みその合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>4. (利息) (1) (略) (2) (略) (新設) (3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)よって1年複利の方法により計算します。 ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90% (4) この預金の付利単位は1円とします。</p> <p>6. (預金の解約、書替継続) (新設) (2) (略) (3) 前記(2)において最後に解約することになった預金については、次により解約します。 ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額 ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合、次の金額 A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円 B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合、その払戻請求額 (4) (略)</p>

変更後	変更前
(6) (略)	(5) (略)
(7) (略)	(6) (略)
(8) (略)	(7) (略)
<p>8. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>7. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。</p>